

大反響! 70歳からの「恋愛とセックス」第2弾

週刊朝日

記者 黒木昭雄が
遺書に残した「無念」

対談 人はどう死ぬべきか
小沢昭一 vs. 幕津良一

資産2800億円の29歳美人も
「Forbes 中国版」が
報じた富豪の実態

論争!
コレステロールは
高めが長生き

11/19
2010
350円

朝日新聞
週刊朝日

尖閣ビデオ流出犯の正体

「官外交」が
日本を滅ぼす

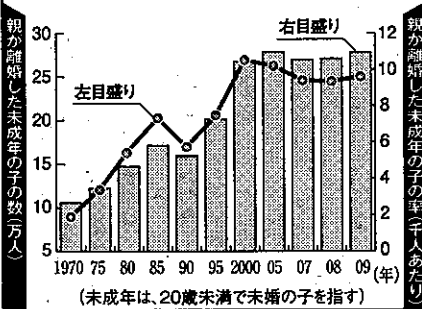
愛娘を連れ戻そうとして逮捕

元裁判官「覚悟」の告発

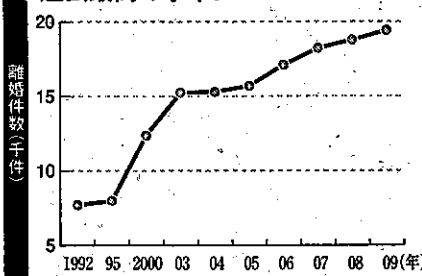
離婚時代 なき「親権」バトル

大離 仁義

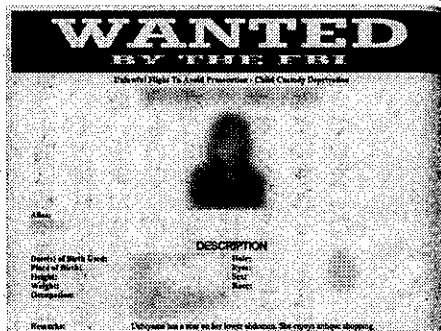
年に25万人の子どもが親の離婚を経験する



国際結婚が増える一方、国際離婚も過去最高の水準に



いずれも厚生労働省の人口動態統計から



外交問題で難題続きの日本政府に、実はもうひとつ、解決を迫られている問題がある。

日本では小さな扱いだったが、9月29日、アメリカの下院は416対1の圧倒的多数で、対日非難決議を採択していた。

「率直に言って、アメリカの我慢はもはや限界だ」と議員たちは、「拉致」という表現を何度も使って、日本政府や日本人を口々に批判した。アメリカ人男性と離婚した日本人女性が、元夫の了解なしに日本に子どもを連れ去った行為が拉致にあたるというのだ。

まるで、日本が北朝鮮並みの「拉致国家」とでも言わんばかりである。

さらに、米連邦捜査局(FBI)のホームページには、いまや国内では3組に1組が離婚するといわれ、毎年、約25万人の子どもが親の離婚を経験する時代だ。国際離婚も増えている。法制度の不備もあり、子どもをめぐる親同士の「バトル」は激しさを増す。仁義なき戦いの陰で、親の事情に振り回される子どもが泣いている。

違法に子どもを国外へ連れ去ったとしてFBIが指名手配した、複数の日本人女性が実名や写真入りで載っている(左)。

在日米国大使館は、本誌以下のコメントを寄せた。「アメリカ政府は一方の親の意図を裏切る形で、もう一方の親が子どもを居住国から拉致する行為を、非常に憂慮している。子どもは両方の親に育てられるべきで、日米の二重国籍を持つ子ども、二つの文化の元に生まれている子どもたちは、父母両方に愛されるだけではなく、双方の文化を享受する権利がある」

先の決議は、日本政府が「ハーグ条約」をただちに締結することも求めている。国際離婚で親の一方が子どもを勝手に居住国から連れ

「ハーグ条約」をただちに締結することも求めている。国際離婚で親の一方が子どもを勝手に居住国から連れ

「ハーグ条約」をただちに締結することも求めている。国際離婚で親の一方が子どもを勝手に居住国から連れ

「ハーグ条約」をただちに締結することも求めている。国際離婚で親の一方が子どもを勝手に居住国から連れ

「ハーグ条約」をただちに締結することも求めている。国際離婚で親の一方が子どもを勝手に居住国から連れ

「ハーグ条約」をただちに締結することも求めている。国際離婚で親の一方が子どもを勝手に居住国から連れ

「ハーグ条約」をただちに締結することも求めている。国際離婚で親の一方が子どもを勝手に居住国から連れ

「ハーグ条約」をただちに締結することも求めている。国際離婚で親の一方が子どもを勝手に居住国から連れ

「ハーグ条約」をただちに締結することも求めている。国際離婚で親の一方が子どもを勝手に居住国から連れ

「ハーグ条約」をただちに締結することも求めている。国際離婚で親の一方が子どもを勝手に居住国から連れ

「ハーグ条約」をただちに締結することも求めている。国際離婚で親の一方が子どもを勝手に居住国から連れ

去った場合の返還手続きなどを定めた条約だ。加盟国は、子どもに危険が及ばない限り、居住していた国に子どもを迅速に返すよう努める義務を負う。父母間の争いは、子どもを返した後、住んでいた国の裁判所で決着をつける。今年4月現在で82カ国が締結し、G8では日本とロシアだけが加盟していない。

国際結婚が増えるに伴い、離婚カップルも増え続けている(左下グラフ)。

外務省によると、日本人が海外から子どもを連れ去ったとして相手国が問題にしているケースは、アメリカ88件、イギリス38件、カナダ37件、フランス30件。日本への風当たりは日増しに強くなるばかりだが、外務省は「締結を」真剣に検討している」と繰り返す一方、「わが国の法制度との整合性や、子どもの安全な返

「事件の程度に比べて、異常に重い判決でした。法曹の世界にいる人間がこんなことをしてけしからん、ということだったのでしよう。ですが、私は元裁判官や弁護士である前に、ひとりの娘の父親です。愛する娘を奪われることは、私にとっていかなる理由があろうとも許しがたいことでした」

05年10月4日、朝7時。渡邊さんは福岡県の駅構内で、実の父親ら3人と、登校途中の娘がやってくるのを息をひそめて待っていた。駅まで車で送ってきた母親と別れ、娘が改札に入る直前の、わずかな瞬間を狙うしかない。

元妻側は一方的に娘を連れ去られてから、すでに2年半以上が過ぎていた。離婚裁判では、元妻側が非があり、元妻が400万円の

慰謝料を払う高裁判決が確定していた。だが親権だけは自分でなく、元妻が持つと判断された。

「裁判官時代から、離婚訴訟では女性が絶対的に優位だとは知っていました。近年の離婚訴訟では、母親に非がある場合でも、父親が親権を取るのには難しいのが現状です。たとえば英国は、有配偶者には親権を与えないのに、日本では、親権は女性に渡すことが子どもの福祉にかなうという、意味不明の常識が法曹界に蔓延しているのです」

渡邊さんは、親権者の変更を求める訴えを家庭裁判所に起こした。渡邊さん側の調査の結果、元妻は離婚が成立してすぐ、自分の親と娘を養子縁組させ、娘の親権を放棄し、自分は再婚していたこともわかった。

「いまの制度では、未成年者を養子にする場合、家裁の許可がいりますが、実際の親と養子縁組させる場合には届け出だけでいい。その半面、私が親権者の変

遷の確保といった点について十分な議論を尽くす必要がある」と、なお慎重だ。

早稲田大学の棚村政行教授(家族法)は、こうした深刻な行き違いの背景に、「海外と日本とは、親子観や家族観に相当な違いがある」と指摘する。

日本は、離婚すると親の一方が親権を持つ「単独親権」を民法でうたっている。現状では、約8割のケースで母親に親権がいく。子どもが、親権を持たない親と面会できることを担保する規定は事実上、ない。

一方、海外の先進国では、離婚後も双方が親権を持つ「共同親権」が多い。子どもが離れて暮らす親と定期的に会えることを保障するなど、子どもの養育に、引き続き両方の親がかかわる考えが主流になっている。

棚村教授は言う。「離婚しようが、子どもにとつては父親、母親であることに変わりはないわけで、

慰謝料を払う高裁判決が確定していた。だが親権だけは自分でなく、元妻が持つと判断された。

「裁判官時代から、離婚訴訟では女性が絶対的に優位だとは知っていました。近年の離婚訴訟では、母親に非がある場合でも、父親が親権を取るのには難しいのが現状です。たとえば英国は、有配偶者には親権を与えないのに、日本では、親権は女性に渡すことが子どもの福祉にかなうという、意味不明の常識が法曹界に蔓延しているのです」

渡邊さんは、親権者の変更を求める訴えを家庭裁判所に起こした。渡邊さん側の調査の結果、元妻は離婚が成立してすぐ、自分の親と娘を養子縁組させ、娘の親権を放棄し、自分は再婚していたこともわかった。

「いまの制度では、未成年者を養子にする場合、家裁の許可がいりますが、実際の親と養子縁組させる場合には届け出だけでいい。その半面、私が親権者の変

遷の確保といった点について十分な議論を尽くす必要がある」と、なお慎重だ。

早稲田大学の棚村政行教授(家族法)は、こうした深刻な行き違いの背景に、「海外と日本とは、親子観や家族観に相当な違いがある」と指摘する。

日本は、離婚すると親の一方が親権を持つ「単独親権」を民法でうたっている。現状では、約8割のケースで母親に親権がいく。子どもが、親権を持たない親と面会できることを担保する規定は事実上、ない。

一方、海外の先進国では、離婚後も双方が親権を持つ「共同親権」が多い。子どもが離れて暮らす親と定期的に会えることを保障するなど、子どもの養育に、引き続き両方の親がかかわる考えが主流になっている。

棚村教授は言う。「離婚しようが、子どもにとつては父親、母親であることに変わりはないわけで、

検討されている「親子の交流断絶の防止に関する法律」(仮称)の骨子

1. 子どもの連れ去りの禁止
両親の一方が、もう一方の親の同意なく子どもを連れ去ることを禁ずる。同意なく連れ去った場合、子どもを元の住居に戻し、早急に両親間で子どもの養育をどうすべきか話し合う。
2. 親子の引き離しの禁止
親と子の引き離しを禁止する。児童虐待防止の観点からも、両親の一方が子どもと離れている場合、必ずその親と子が(例えば)2週間に1度は泊まりがけで会えるようにする。
3. 子どもの養育計画の作成義務化
両親が別居または離婚する場合、子どもの養育方法(どちらの親が主として養育するか、養育費でない親と子がどの程度の頻度で会うか、養育費をどの程度払うかなど)について取り決める。
どちらの親が養育すべきかを決める際は、友好的な親(もう一方の親に、より多くの頻度で子どもに会わせることを約束する親)に養育させることとする。

更を求めるには、この養子縁組をまず否定しないといけない。弁護士に法の「抜け穴」を教えてもらったのでしよう(渡邊さん)

家裁は、親権者の変更を認めないばかりか、「父親の暴力を見た」という娘の証言がある、などの理由から渡邊さんが娘と面会することも認めようとしなかった。

「もともと娘が妻側に」法的に連れ去られたのは、私が暴力を働いたとして、元妻が警察に保護を求め、その後、DV法による保護命令を申し立てたからですが、そんな事実はありません。逆に、私が元妻の暴力でけがを負ったことは離婚訴訟で認定されています。最終的に家裁が示した調停案は、最低5年間は私を娘と会わせず、その後は再度考えるその間、手紙だけは渡せるというものでした。どうせ手紙など出しても娘には渡さず、5年後には娘が会い

たがっていないと言つて、ウヤムヤにされることは目に見えていました」

実力行使に出た当日は、調停案を受け入れるかどうか、回答を迫られていた。このままでは娘と永久に会えなくなってしまう。朝の通勤客がせわしなく行き交う駅の階段の途中で、渡邊さんは娘と久しぶりに向き合った。

離婚した後でも子育てには責任

突然の再会に驚いた様子の娘は、とつさにきびすを返し、戻ろうとして転んだ。渡邊さんは階段を駆け下り、しゃがみこんでいる娘に声をかけた。

「お父さんだよ」
すると娘は、うつろな声で言ったという。
「くそじじい。これは犯罪だ」

さらに娘は大きな声で、「助けて」と言った。
「優しくなった娘があんな言葉を使うなんて、ショックでした。私を見たら、そう叫ぶように言い含められていたんだと思います」

とつさに抱きかかえて階段を上がり、人通りの少ない別の階段を抜けて、用意していたレンタカーに娘を押し込んだ。そのとき、再び「助けて」と大声で叫んだ娘のほおを、「静かに」と言つて「軽くなじなめた」という。当時の報道では、車内で娘の顔などを殴ったことになっているが、

「わざわざ命がけで救いに行っている愛するわが子に暴力を振るうわけがない」

結局、娘と過ごせた時間はわずか1日で、警察によつて父娘は再び引き離された。渡邊さんは弁護士業を辞めざるをえなくなった。以来、娘と一度も会えていない。だが後悔はしていないという。

「娘は、離婚の本当の原因や養子縁組されていたことを知らなかったようで、私の話を聞き、悩んでいる様子でした。私は、逮捕されるに至ったやむにやまれぬ事情や、離婚をめぐる現状の問題点の数々を書きためています。それをいつか娘

にも見てほしい。それが、いま私が娘に対してメッセージを伝える唯一の手段ですから」

こうした子どもをめぐる深刻な争いを受けて、国会でも議論が本格化しつつある。自民党の馳浩衆議委員は10月29日の衆院法務委員会、ひとつの試案を示した(上)。一方の親の同意なく子どもを連れ去ることを禁ずる内容だ。

馳議員は言う。

「本当は共同親権の実現に正面から取り組みたいが、民法改正には最低、数年はかかる。親権というと親の権利が強調されがちですが、権利ばかり主張する前に、親はたとえ離婚しても、共同で子どもをきちんと育てる責任がある、という概念も明確にする必要があります。民主党内にも賛同者はいますし、超党派による議員立法として提案し、政府の尻をたたいていきたい」
外庄におされるまでもなく取り組むべき課題だろう。

本誌・佐藤秀男